

### 開業医の多くは個人経営 診療所の開設者別施設数



厚生労働省「医療施設動向調査」（平成30年12月末現在）を基に作成

### 告 白

企画制作・お問合せ先  
日経エージェンシー  
TEL.03-5259-5430

## 個人事業主の事業用資産に納税猶予導入 制度利用に当たっては相続税理士に相談しよう

**個人事業主の資産に納税猶予制度創設**

19年度の税制改正で、個人事業主の事業用資産にも納税猶予制度が導入される。後継者が19年1月1日から28日まで、納税・贈与により取得する財産にかかる贈与税・相続税に納税猶予を申請し、事業主は青色申告の承認

を受け、中小企業等の事業承継が円滑に進まない原因の一つが税負担だ。事業承継では後継者が自社株を引き継ぐ必要があるが、その際に贈与税・相続税がかかる。非上場会社の株式の評価額は、経営者が原則で財務が安定しているほど高く、後継者に生前贈与するときの贈与税が高くなり、それが負担でないと事業が承継できなくなる。

そうした事態を避けるために、2009年に自社株にかかわる贈与税・相続税の負担を軽減する制度が設けられた。条件を満たすと、株式の定割合に対する贈与税・相続税が猶予され、後継者が負担しなくなったときなどは、納税猶予された金額と贈与税・相続税の全部または一部が免除されるという仕組みだ。ただし、納税猶予を受けるには、会社、経営者、後継者それぞれに条件があり、それが厳しいため、制度の利用が進まなかった。そこで、15年に条件が緩和され、18年には10年間の期間付きで、大幅な条件緩和措置がとられている。

**小規模宅地特例との併用はできない**

ただし、納税猶予を受けると同時に、納税猶予を受けられない条件が厳かになる。後継者が事業を承継した事業を譲渡したりした場合などは、打ち切られるので、長期的な事業計画が必要となる。

**納税猶予と、事業用宅地等に対する小規模宅地の評価の特例は併用できない**

併用はできない。小規模宅地の評価の特例は、納税猶予とは異なる制度で、併用は認められない。納税猶予の適用を受けられるかどうか、納税猶予と小規模宅地の特例のどちらを選択すべきかなどは、相続税・贈与税に詳しい税理士に相談することが大切だ。

を受けていることが条件。納税猶予の対象となる「特定事業用資産」とは、事業主の事業（不動産賃貸業を除く）に用いられている土地（面積4,000㎡までの部分）、建物（床面積8,000㎡までの部分）、建物以外の評価額が資産（機械器具、車両運搬具等）で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているものを指す。この制度の利用が考えられる業種としては、駐車場を有する店舗、事務所、工場などがある。特に、個人経営の個人事業主で、軽自動車、高価な医療機器や備品などを保有している場合は、診療所の承継に当たって、納税猶予制度を利用するメリットが大きいケースがあるだろう。

### 信頼できる相続・贈与に詳しい

# 相続税理士50選

Vol.13

中堅・中小企業では経営者の高齢化に伴い、事業承継が大きな課題となっており、事業を円滑に承継できるよう、後継者が自社株を引き継ぐ際の贈与税・相続税を猶予する制度が設けられている。今年度の税制改正では、個人事業主についても、事業用資産にかかる贈与税・相続税に納税猶予制度が導入され注目を集めている。

日経電子版運動広告企画 <http://ps.nikkei.co.jp/souzokueirishi/index.html>

©2019年4月18日(木)公開予定

**高野総合グループ 税理士法人**  
**高野総合会計事務所**

お客様との「信頼・信用・信頼」を重んじ、50名以上の税理士・公認会計士が毎年400件以上の案件に従事しています。

**税理士法人 高野総合会計事務所**  
【本部】103-0027 東京都中央区日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階  
TEL.03-4574-6688 <http://www.takanosogo.com/>  
【所属】東京税理士会 日本橋支部 【法人番号】第2134号 【代表】藤野 尚司

**EY 税理士法人**

ランドマーク税理士法人グループ  
【本部】〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-2 東京ランドマークタワー 37階  
TEL.03-3506-2411 <http://www.eytax.jp>  
【所属】東京税理士会 麹町支部 【法人番号】第213号 【代表】藤野 尚司

**ランドマーク税理士法人グループ**

【本部】〒220-8137 神奈川県横浜市都心みなとみらい2-1 横浜ランドマークタワー 37階  
TEL.0120-48-7271 <https://www.landmark-tax.com>  
【所属】東京地方税理士会 横浜中央支部 【法人番号】第1606号 【代表】清田 幸弘

**PwC 税理士法人**

【本部】〒100-6015 東京都千代田区有楽町3-2-5 有楽町ビル5階  
TEL.03-5251-2400 <http://www.pwc.com/jp/tax>  
【所属】東京税理士会 麹町支部 【法人番号】第28号 【部門代表】小林 和也

**Legacy 税理士法人レガシイ**

【本部】〒100-6806 東京都千代田区大手町1-3-1 Jビル  
TEL.0120-501-725 <http://legacy.ne.jp>  
【所属】東京税理士会 麹町支部 【法人番号】第378号 【代表】天野 隆

**税理士法人 安心資産税会計**

多くの税理士の悩み事「小規模宅地の減額特例と土地評価は難しいね」安心会計は「小規模宅地の減額特例と土地評価」の専門税理士です。相続トラブル解決事例30(2018年11月出版)小規模宅地特例11訂版(本年6月出版予定)

【本部】〒115-0045 東京都北区赤羽1-52-10 NS2ビル5階  
TEL.0120-430-506 <http://souzokuo-ansinkaikel.com/>  
【所属】東京税理士会 王子支部 【法人番号】第1812号 【代表】高橋 安志

**税理士法人 HOP**

「日本から争族を無くし、笑顔相続を増やす」それが、HOPのミッションです。亡くなった後、残された家族が骨肉の争いをしていたら、成功した人生も台無しになってしまいます。相続は、節税も大切ですが、家族の笑顔が一番大切です！

【本部】〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町2-19-3 FORECAST人形町7階  
TEL.03-5614-8700 <http://www.zelshihoujin-hop.com/>  
【所属】東京税理士会 日本橋支部 【法人番号】第16号 【代表】小川 美

**KPMG 税理士法人**

オーナー企業様の良きアドバイザーとして、グローバル・ファームならではの知見・経験も取り入れながら相続・事業承継に関するさまざまな課題を最後まで支援します。

【本部】〒106-6012 東京都港区六本木1-6-1 森ガーデンタワー  
TEL.03-6229-8000 [kpmg.com/jp/tax](http://www.kpmg.com/jp/tax)  
【所属】東京税理士会 麻布支部 【法人番号】第676号 【代表】駒木 根一郎

**税理士法人 新日本簡木**

相続税対策と相続対策は違います。「失敗しない、家族円満」の相続実現のため、家族信託・遺言書作成等、思い・相(かた)が言わぬ最善の方法を提案いたします。

【本部】〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-14-26 INOビル2階  
TEL.03-5272-6900 <http://www.23ok.jp>  
【所属】東京税理士会 新宿支部 【法人番号】第225号 【代表】岡本 豊

**税理士法人 新宿総合会計事務所**

不動産登記、銀行手続、相続税申告をフルパッケージ化した「ワンストップ」生前対策の「いばら相続対策」を提供中。認知症対策にご相談もお任せください。

【本部】〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-6-3 新宿国際ビル新館7階  
TEL.0120-386-189 <http://www.s-g-a.co.jp/189/>  
【所属】東京税理士会 新宿支部 【法人番号】第3609号 【代表】杉江 経雄

**税理士法人 エーティーオー 財産相談室**

資産税に特化した税理士法人です。資産税(相続税、贈与税、贈渡税)のプロフェッショナルとして、豊富な経験に基づきお客様のお資産状況に合わせて、相続財産をよりよい形で残すために親身に対応いたします。

【本部】〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー 17階  
TEL.03-5468-6700 <http://www.ato-zaiso.net/>  
【所属】東京税理士会 渋谷支部 【法人番号】第15号 【代表】阿部 芳明

**税理士法人 レガート**

■相続の専門家としての税理士法人です。  
■二次相続も考慮し、経験豊富なスタッフがきめ細かく対応いたします。  
■明確な料金表をご用意しております。  
■生前の相続税対策でお悩みの方もお気軽にご相談ください。

【本部】〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-10 松岡ビル5階  
TEL.03-5524-0050 <http://www.legato-ta.jp/>  
【所属】東京税理士会 京橋支部 【法人番号】第2369号 【代表】堀部 誠

**税理士法人 早川・平会計**

経験豊富な専門チームが円滑な遺産分割、効果的な節税対策、困らない節税対策について皆様のお手伝いをいたします。リーズナブルな料金体系で、駅から徒歩1分のアクセス便利な私どもの初回無料相談をご利用ください。

【本部】〒101-0048 東京都千代田区神田町2-10 安和町ビル2階  
TEL.03-3254-2171 <http://www.ht-souzoku.com>  
【所属】東京税理士会 神田支部 【法人番号】第289号 【代表】平 善司

**税理士法人 東京総合会計**

中小企業の次世代への事業承継税制の特例を適用して、自社の贈与税と相続税の納税猶予制度が利用できます。相続対策は生前の節税プランだけでなく、自分の健康状態や長期的な家族の変化に対応する遺言書や家族信託を検討します。

【本部】〒103-0028 東京都中央区八重洲1-7-20 八重洲口会館8階  
TEL.03-5299-6181 <http://www.tokyosogo.jp>  
【所属】東京税理士会 日本橋支部 【法人番号】第370号 【代表】佐々木 秀一

**税理士法人 渡邊芳樹事務所**

私たちは、多くの相続・事業承継のご相談をお受けした経験を活かし、お客様と対面でコミュニケーションを重ね、それぞれのニーズに合わせた提案を行い、ご納得いただけるきめ細やかなサービスを提供いたします。

【本部】〒107-0052 東京都港区赤坂7-6-15 赤坂ロイヤルビル501  
TEL.03-5575-8270 <https://www.crowe.com/jp>  
【所属】東京税理士会 麻布支部 【法人番号】第733号 【代表】渡邊 芳樹

**AKJ Partners 税理士法人 AKJパートナーズ**

相続税申告、および事前対策から遺付検算、また事業承継を含めた全ての業務に対応可能。全国対応いたします。

**税理士法人 オグリ**

税理士法人オグリは東海地方を中心に相続税の申告を数多く手掛けております。最新の税法や会社法を駆使した事業承継対策や相続対策をオーダーメイドで提案いたします。

【本部】〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-10 松岡ビル5階  
TEL.03-5524-0050 <http://www.ogri-ta.jp/>  
【所属】東京税理士会 京橋支部 【法人番号】第2369号 【代表】堀部 誠

**鈴木修三税理士事務所**

相続を経ても円満な家族関係を続けられるよう、当事務所では、詳細なシミュレーションに基づいた「真心のこもったアドバイス」を心掛けております。特に、不動産オーナーへのシミュレーションは「目からウロコ・・・」と好評です。

**税理士法人 プレインズ**

プレインズ・グループでは、専門の財産コンサルタントがあなたの財産を守る「相続税のスーパーアドバイザー」として、さまざまな対策提案を行っています。最新のノウハウを駆使し、お客様の財産をお守りします。

**あいゆう税理士法人**

創業46年の実績と信用で相続専門チームが最新の知識で相続の「困った」を「わかった」に代え安心をお届けしております。初回無料相談から申告・その後の税務調査などのフォローまで、迅速丁寧な相続のお手伝いをさせていただきます。